

第1章

計画の概要

第1節 計画策定の背景・趣旨

少子化の進行に伴う本格的子育て支援の始まり

平成15年7月、家庭や地域の子育て力の低下に対応し、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」（10年間の時限立法）が制定され、子どもたちの育成を社会全体で支援する新たな取組が示されました。

本市においては、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年度から平成21年度までを対象とする『武蔵村山市次世代育成支援行動計画（前期計画）』、平成22年度から平成26年度までを対象とする同後期計画を策定し、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

「子ども・子育て支援新制度」と「武蔵村山市子ども・子育て支援事業計画」

平成24年8月、待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度を実施するため、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定されました。この関連3法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から施行されました。一方、「次世代育成支援行動計画」は策定が任意化され、新たな法定計画「市町村子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして策定することが可能となりました。

本市においては、上記の流れを踏まえ、平成27年3月、平成27年度からの5年間を計画期間とする『武蔵村山市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、『武蔵村山市次世代育成支援行動計画（後期計画）』に掲げた施策を含めて一体の計画とし、本市における子ども・子育て支援の量・質の充実及び安心して子どもを産み育てる環境や、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けて取組を進めてきました。

「子ども・子育て支援新制度」施行以降の動向

平成 27 年の「子ども・子育て支援新制度」施行後、我が国の子どもを取り巻く環境や、国・社会の動向にも様々な変化が起こっています。

日本の合計特殊出生率は依然として低下傾向で推移し、平成 18 年から微増の傾向が見られたものの平成 28 年から再び低下傾向に転じ、平成 30 年時点で 1.42 となりました。

平成 26 年 1 月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年 8 月に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。子どもの貧困対策に関連して、平成 27 年 12 月の「子どもの貧困対策会議」では、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」及び「児童虐待防止対策強化プロジェクト」が設定されました。

平成 28 年 6 月には「改正障害者総合支援法・改正児童福祉法」が公布され、医療的ケア児支援や障害児福祉計画が法定化されました。障害児福祉計画の基本指針では子ども・子育て支援等と深く関係する事項も盛り込まれ、障害のある子どもの利用ニーズについて、把握や提供体制の整備等の必要性があげられました。

平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の一環であった待機児童解消への取組強化策「子育て安心プラン」は、平成 29 年 11 月、さらに当初の予定を前倒しで進める旨の発表が内閣府により行われました。

また、平成 28 年の児童福祉法改正等では、社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正が行われました。

令和元年 10 月には、幼児教育・保育の無償化が開始され、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する 3 歳から 5 歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の 0 歳から 2 歳児クラスまでの子どもたちの利用料が無償になりました。

これまでの取組を継承しつつ新しい課題に対応する第二期計画

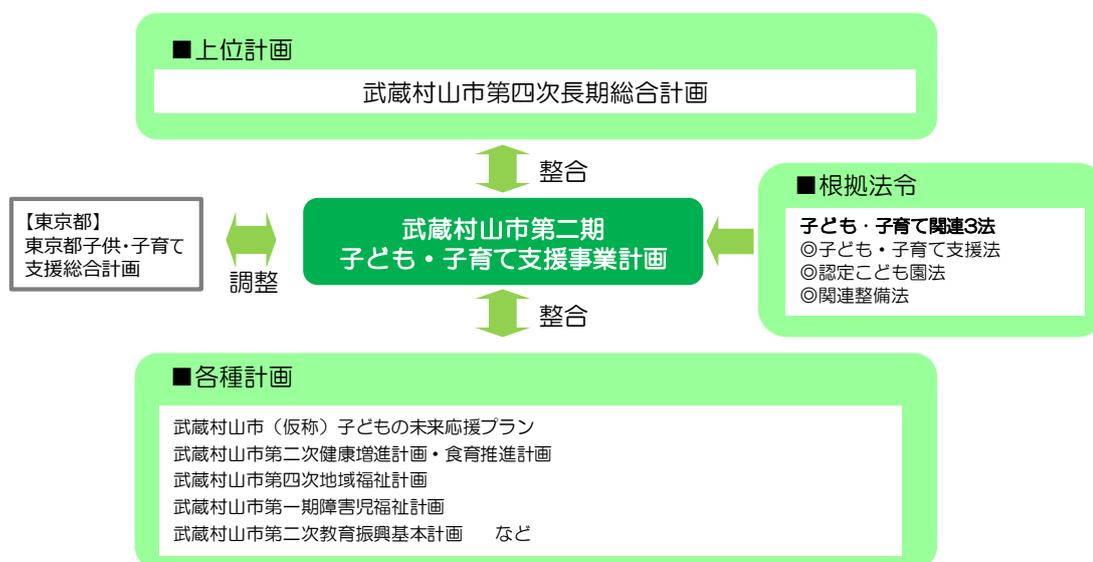
本計画は、平成 27 年度から開始された『武蔵村山市子ども・子育て支援事業計画』の第二期計画として、これまでの市の取組を継承しつつ、上記のように近年顕在化した子どもと子育て家庭を取り巻く環境変化等に対応し、武蔵村山市において、子ども・子育て支援の質・量の充実、安心して子どもを産み育てられる環境、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現させるべく策定するものです。

第2節 計画の性格と位置付け

本計画は、武蔵村山市の子ども・子育て支援に関する総合的な計画で、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当し、第一期計画と同様、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」の性格を併せ持ちます。また、計画の一部は「新・放課後子ども総合プラン市町村行動計画」の役割を持ちます。

市政の最上位計画である「武蔵村山市第四次長期総合計画」の部門計画として策定し、策定に当たっては、国・東京都が策定した関連の計画や、市の各種計画等との整合・連携を図っています。

なお、市の各種計画との整合・連携に当たっては、本計画策定の時期に、次期計画改定の作業が進行していた長期総合計画、地域福祉計画、障害児福祉計画などの予定内容も適宜確認し、市の最新の状況を反映するよう努めました。



子ども・子育て支援事業計画の位置付け

子ども・子育て支援法第61条第1項

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

子ども・子育て関連3法

- ①子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)
- ②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)
- ③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)

第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。計画最終年度には、それまでの成果と課題などを踏まえた見直しを行い、新たに次期5年間の計画を策定します。

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度～	
第一期計画								
第二期計画		→					見直し	
次期計画						策定		



第4節 計画策定の体制

本計画策定に当たっては、市の子ども・子育て支援施策について、子育ての当事者等の意見が反映されるよう、学識経験者、子ども・子育て支援事業従事者、教育関係者、関係行政機関の職員、子どもの保護者、公募による市民により構成される「武蔵村山市子ども・子育て会議」を開催し、計画の内容について審議を重ねました。

また、市民アンケート調査やパブリックコメントを実施し、幅広く子育ての当事者等の意見を踏まえて策定しました。

市内の連携については、関連各部署の代表者による市内の検討委員会「子ども・子育て支援事業検討委員会」を組織し、随時討議を行いました。

東京都との関係については、子ども・子育て関連施策のニーズ量と確保方策について、東京都が定める広域的な「東京都子供・子育て支援総合計画」と調整を図り、策定しました。



子ども・子育て会議の位置付け

子ども・子育て支援法第77条第1項

市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

